

議 案 第 85 号

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国民健康保険料の賦課限度額及び軽減基準に係る規定方法を整理するため。

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例（昭和58年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「昭和33年政令第362号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第15条の5中「610,000円」を「それぞれ政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額」に改める。

第15条の5の9中「190,000円」を「それぞれ政令第29条の7第3項第8号又は政令附則第4条第3項第6号に規定する額」に改める。

第15条の10中「160,000円」を「政令第29条の7第4項第8号に規定する額」に改める。

第18条第1項中「国民健康保険法施行令」を「政令」に改める。

第19条第1項中「610,000円」を「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額」に改め、同項第2号中「280,000円」を「政令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額」に改め、同項第3号中「510,000円」を「政令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額」に改め、同条第2項「610,000円」を「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額」に、「190,000円」を「政令第29条の7第3項第8号又は政令附則第4条第3項第6号に規定する額」に改め、同条第3項中「610,000円」を「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額」に、「160,000円」を「政令第29条の7第4項第8号に規定する額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。